

建築設計業務及び営繕工事における

BIM活用試行要領

京都府建設交通部営繕課

令和7年4月

目次

- 1 建築設計業務及び営繕工事におけるBIM活用試行要領について
 - (1) 位置づけ
 - (2) 本試行要領に関わる基準類の関係
 - (3) 用語の定義
 - (4) 本試行要領を適用する建築設計業務及び営繕工事
- 2 建築設計業務及び営繕工事におけるBIM活用の流れ
- 3 発注手続きに関する事項
- 4 設計業務又は工事の着手時に関する事項
- 5 設計業務又は工事の履行中に関する事項
- 6 設計業務又は工事の完了時に関する事項
- 7 電子納品の作成
- 8 BIM活用に係る費用について
- 9 成績評価について

(1) 位置づけ

BIM活用に係る手続等について示すことにより、建築設計業務及び営繕工事における円滑かつ効率的なBIM活用に資することを目的とする。

資料名	解説	備考
官庁営繕事業におけるBIM活用ガイドライン (令和6年改定)	円滑かつ効率的なBIM活用に資することを目的とし、BIMデータの作成及び利用の目的、考え方、活用方法等を示したものである。	以下「国ガイドライン」という。
官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領 (令和6年策定)	国ガイドラインに基づくBIM活用に係る手続等について示したものである。	以下「国実施要領」という。
BIM適用事業における成果品作成の手引き (令和4年改定)	設計業務又は工事において、BIMモデルを成果品として提出する場合の成果品の作成方法及び確認方法を定めるものである。	以下「国手引き」という。
官庁営繕事業におけるBIMデータを活用した積算業務 試行要領 (令和5年策定)	積算業務において、BIMデータの活用による効果と課題を把握するとともに、BIMを効果的に活用するためのモデリング・入力ルール及びワークフロー等を検証することを目的とする「BIM 連携積算」の試行業務等の実施に関し、必要な事項を定めたものである。	以下「国積算業務試行要領」という。

官庁営繕：官庁営繕事業におけるBIM活用 - 国土交通省 (mlit.go.jp)

本試行要領内において、「官庁営繕事業におけるBIM活用関連資料」と同項目で内容が異なる場合には、本試行要領を優先する。

(3) 用語の定義

ア BIM (Building Information Modeling)

コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築するものをいう。

イ 属性情報

3次元モデルに付与する部材（部品）の情報（部材等の名称、形状、寸法、物性及び物性値（強度等）、数量、そのほか付与が可能な情報）を指す。

（ア）3次元モデルに直接付与する属性情報

建造物の部材の諸元、数量等のデータを定型化し、ソフトウェアの機能により、部材に直接付与される情報。

（イ）3次元モデルから外部参照する属性情報

文書、図面などのように非定型な情報を「外部参照のファイル」として参照（リンク）する情報。

ウ BIMモデル

コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等の建築物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルをいう。

エ BIMデータ

BIMモデルに加え、BIM上での2次元による加筆も含めた全体の情報をいう。

オ BIMソフトウェア

意匠、構造、電気設備、機械設備等の分野のBIMモデルを作成するためのソフトウェアをいう。

カ オリジナルファイル

ソフトウェア固有の形式で保存された編集が可能なファイルをいう。

キ IFC (Industry Foundation Classes)

Building SMARTが策定する、異なるソフトウェア間でBIMモデルの設計情報を有効に相互運用することを目的としたオブジェクトのシステムの仕様適宜の標準。

Building SMART Internationalにより開発・維持されており、2013年にリリースされたIFC4が現在の主流。

ク 詳細度

BIMモデルの活用の目的に応じたBIMモデルを構成するBIMの部品（以下「オブジェクト」という。）の形状情報及び属性情報の詳細度合いをいう。

ケ 干渉チェック

柱、梁、天井、ダクト、配管等の建築物を構成する部材（以下「建物部材」という。）等の重なり（干渉）を確認することをいう。

コ 空間オブジェクト

床、壁、天井、仮想の区切り等に囲まれた3次元のオブジェクトをいう。

サ EIR (Employer's Information Requirements) (発注者情報要件)

特定の設計業務又は工事において、発注者が示すBIM活用に関する要件をいう。

シ BEP (BIM Execution Plan) (BIM実行計画書)

特定の設計業務又は工事において、受注者が作成するBIM活用に関する実行計画書をいう。

ス BIM伝達会議

工事の着手段階において、発注者、設計意図伝達業務受注者、工事受注者等が出席し、施工段階におけるBIM活用に向け、設計意図伝達業務受注者から工事受注者に対して設計業務成果品のBIMデータの説明を行う会議をいう。

セ BIM連携積算

BIMデータの全て又は一部を活用し、「公共建築工事積算基準」等に基づき積算業務を行うことをいう。

(4) 本試行要領を適用する建築設計業務及び営繕工事

本試行要領は、以下の建築設計業務及び営繕工事に適用する。BIM活用を行う場合、発注者がBIM活用を指定する項目（以下「指定項目」という。）又は推奨する項目（以下「推奨項目」という。）として設定する。推奨項目におけるBIM活用は、受注者の判断により実施するものとする。

ア 建築設計業務

(ア) 本試行要領はBIM活用を行う新営設計業務及び改修設計業務に適用する。延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務の場合は原則BIM活用を行う。ただしBIM活用による効果が期待できない場合は、対象としないことができる。

3,000㎡未満の新営設計業務又は改修設計業務の場合、BIM活用を行うか否かは任意とし、BIM活用による効果が期待できるものは対象とすることができる。ただし、現状の機能回復に係る改修設計業務（防水改修又は老朽化した設備の改修等）は対象外とする。

(イ) BIM活用を行う延べ面積3,000㎡以上の新営設計業務の場合、原則として、以下の①及び②を指定項目とし、③から⑥に掲げる項目を推奨項目とする。

BIM活用を行う延べ面積3,000㎡未満の新営設計業務の場合、原則として、以下の①から⑥に掲げる項目を推奨項目とする。

ただし、上述の新営設計業務の延べ面積は参考値であり、適用する項目の設定は特記仕様書による。

BIM活用を行う改修設計業務の場合、原則として、以下の②から⑥に掲げる項目を推奨項目とする。

①建築物の外観及び内観（一部）の提示

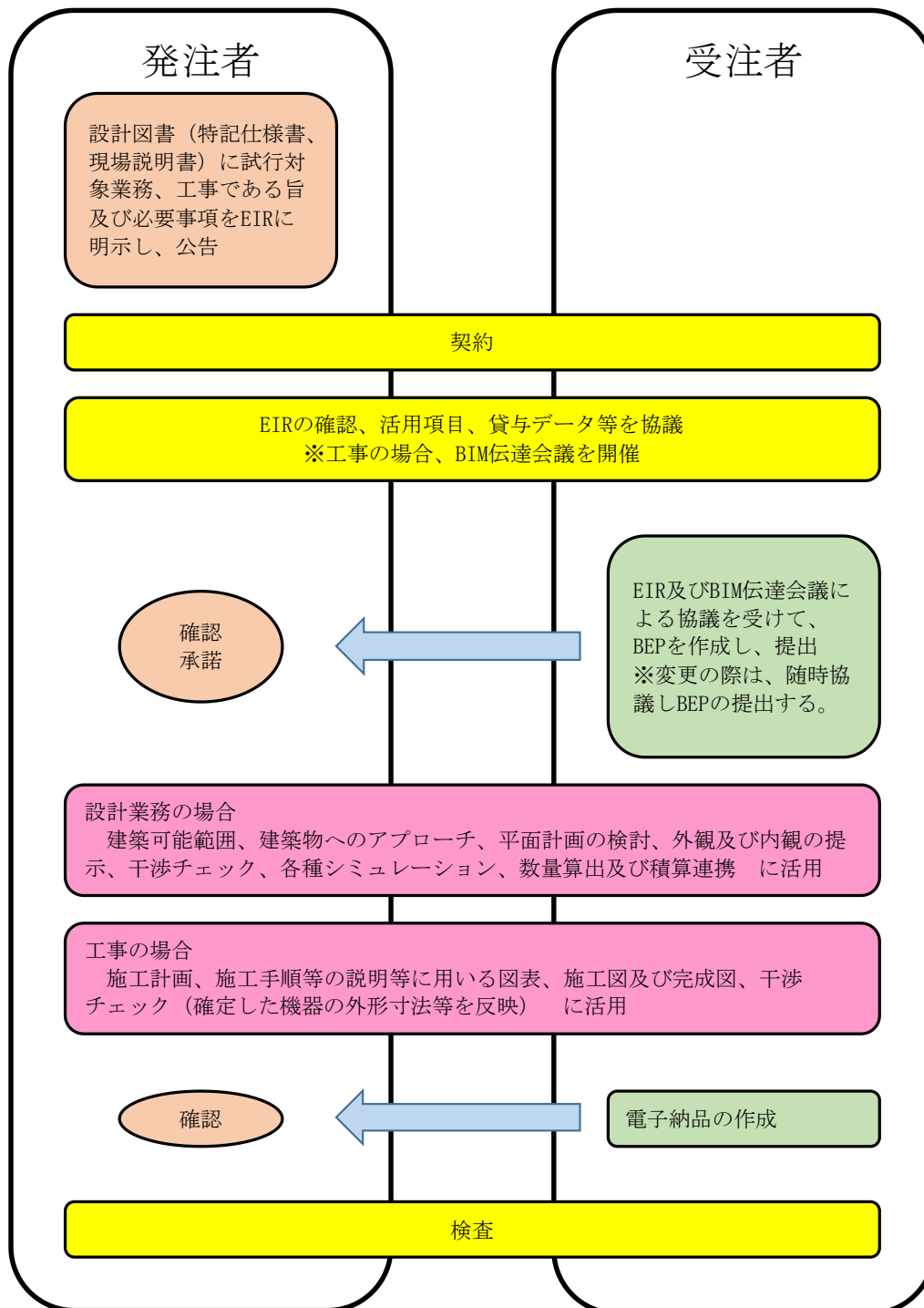
- ②実施設計図書（一般図等）の作成
 - ③設計条件の適合確認
 - ④基本設計段階における設備計画の検討及び干渉チェック
 - ⑤概算工事費の算出
 - ⑥実施設計図書（詳細図等）の作成
- (ウ) (イ)の②を指定項目とした場合に、原則として、以下の①及び②に掲げるものを成果品とし、電子納品の対象とする。
- その他の場合については、原則として成果品を設定しない。
- ①実施設計図書（一般図等）の作成に用いたBIMデータ（オリジナルデータ形式及びIFC形式）
 - ②①に係るBIMデータ説明資料（PDF形式）
- (エ) 「官庁営繕事業におけるBIMデータを活用した積算業務 試行要領」に基づきBIM連携積算を行うことを妨げない。

イ 営繕工事

- (ア) 本試行要領はBIM活用を行う新営工事及び改修工事に適用することとし、BIM活用を行うか否かは任意とする。なお、現状の機能回復に係る改修工事（防水改修又は老朽化した設備の改修等）は対象外とする。
- (イ) BIM活用を行う新営工事及び改修工事の場合、原則として以下の①及び②に掲げる項目を推奨項目とする。
- ①施工計画、施工手順等の提示
 - ②干渉チェック
- (ウ) 原則として、成果品を設定しない。

2 建築設計業務及び営繕工事におけるBIM活用の流れ

建築設計業務及び工事におけるBIM活用の流れを次に示す。



3 発注手続きに関する事項

発注者はBIM活用を行う場合、対象の建築設計業務委託特記仕様書又は現場説明書にBIM活用の対象であることを明示する。

また、EIRを作成し特記仕様書又は現場説明書に添付し、BIM活用を適用する項目及びその実施内容等について明示する。

なお、工事の場合で工事受注者に設計BIMデータの貸与が可能な場合は、その旨をEIRに記載する。

4 設計業務又は工事の着手時に関する事項

(1) 設計業務

EIRに基づき、指定項目、推奨項目及びその他受注者が任意で活用する項目を確認・協議する。

その結果を踏まえて、受注者はBEPを作成し、発注者に提出する。

発注者は、提出されたBEPの内容について、EIRに適合していることを確認し、承諾する。

(2) 工事

EIRに基づき、推奨項目及びその他受注者が任意で活用する項目を確認・協議する。

工事受注者に貸与が可能な設計BIMデータがある場合は、BIM伝達会議を開催し、設計意図伝達業務受注者から工事受注者に対して、BIMデータの作成範囲、データ構成等について説明する。

その結果を踏まえて、受注者はBEPを作成し、発注者に提出する。

発注者は、提出されたBEPの内容について、EIRに適合していることを確認し、承諾する。

5 設計業務又は工事の履行中に関する事項

受注者はBEPに基づきBIM活用を行う。

業務履行中又は工事中に、設計内容、施工方法等についてBIMデータにより確認を受けることとしている場合は、適切な時期に、受注者はBIMデータを提示するとともに説明を行い、発注者はこれを確認する。また、指定項目に係る確認結果について、受注者は打合せ記録簿等に記録する。

EIRに適合する範囲でBEPに記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者の間で協議の上、受注者は変更したBEPを発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務又は工事の完了時に変更したBEPを提出する。

6 設計業務又は工事完了時に関する事項

発注者は検査において、指定項目の実施状況又は成果品がEIRに適合することを確認する。

7 成果品の作成

受注者はBEP及び「国手引き」に基づきBIMデータの電子納品を行う。

8 BIM活用に係る費用について

(1) BIMデータの作成

発注者は指定項目の実施のために必要な費用を発注時に適切に計上する。推奨項目については、受注者の負担とする。

(2) BIM連携積算

BIM連携積算に係る費用は、受注者の負担とする。

9 成績評価について

(1) 設計業務

BIM活用を実施した業務については、履行状況に応じて、与条件の理解、業務への反映（設計提案）（主任監督員）で評価する。

(2) 工事

BIM活用を実施した工事については、履行状況に応じて、出来形及び出来ばえ（主任監督員、検査員）で評価すると共に、創意工夫（主任監督員）で1点加点を行う。